

○那覇市職員等の旅費支給条例(抜すい)

〔昭和 47 年 5 月 9 日〕
〔 条 例 第 4 4 号 〕

別表第 1

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
		甲地方	乙地方	
1 等級の職務にある者	3,000 円	14,800 円	13,300 円	3,000 円
2 等級の職務にある者	2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円
3 等級の職務にある者	2,400 円	12,000 円	10,800 円	2,400 円
4 等級の職務にある者	2,200 円	10,900 円	9,800 円	2,200 円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市及び千葉市をいい、乙地方とはその他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。